

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設工事の請負契約における消費税率の取扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の10%への引き上げについては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、現行、平成29年4月1日から施行されることとなっています。

ただし、建設工事の請負契約等については、指定日（平成28年10月1日）の前日までに請負契約を締結している場合は、その引き渡しが平成29年4月1日以降であっても、8%の消費税率を適用する経過措置が設けられています。

今般、消費税率引き上げに関して、「消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が本年8月24日に、閣議決定され、施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に、適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日から平成31年4月1日に変更することが明記されました。

現時点では、当該閣議決定を踏まえた同法の改正はなされていませんが、平成28年10月1日以降に請負契約を締結した建設工事であって、平成29年4月1日以後に引き渡しを行うものについては、同法の改正状況に留意しつつ、引き渡し時点における消費税率（今後の法改正により経過措置が設けられ、その対象となる場合には、その税率）を適用した契約となるよう、適切な対応について、国土交通省より別添のとおり通知がまいっておりますので、ご留意下さるようお願い申し上げます。